

朝監発第60号
令和8年1月26日

朝日町長 鈴木浩幸 殿
朝日町議会議長 阿部為吉 殿
朝日町教育委員会教育長 堀俊一 殿
朝日町選挙管理委員会委員長 白田和好 殿
朝日町農業委員会会長 鈴木好一 殿

朝日町代表監査委員 阿部憲明

令和7年度朝日町一般会計・特別会計・企業会計財務監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定により財務監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

記

1. 監査の実施期間

10月20日（月）議会事務局
10月22日（水）建設水道課（一般会計）、
農林振興課、農業委員会
10月28日（火）税務町民課（出納係）、建設水道課（企業会計）、
町立病院
11月 5日（水）現場調査
（総合産業課・教育文化課・税務町民課・総務課）
11月11日（水）総合産業課、政策推進課
11月28日（金）健康福祉課（特別会計を含む）
12月15日（月）総務課
12月16日（火）教育文化課
12月24日（水）税務町民課（税務係、住民生活係）

2. 監査の執行者

朝日町監査委員 阿部憲明
朝日町監査委員 青木裕子

3. 監査の対象

令和7年度各課所管事務事業

- (1)令和7年9月末日現在における予算執行状況について
- (2)事務事業の管理運営について
- (3)契約状況について
- (4)補助金について
- (5)その他

4. 監査の方法

令和7年度上半期における一般会計、特別会計及び企業会計の予算が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかを検証するため、会計諸帳簿、証拠書類等の調査照合をするとともに、担当職員の説明を聴取しながら監査を行った。

5. 監査の着眼点

- (1)各事業、予算が法令に基づき適正かつ効率的に執行されているか。
- (2)令和6年度決算審査等で指摘のあった事項が改善または検討されているか。
- (3)各所属所管業務の諸課題への対応は適切になされているか。
- (4)次期総合発展計画策定に向けた事務事業の効果検証、調査研究は進んでいるか。
- (5)遊休資産となっている基金はないか。
- (6)自動販売機の使用料について、算定方法は適切か。

6. 監査の結果

上記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、各所属の財務に関する事務は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、令和8年度予算編成はじめ今後の町政運営にあたっては、別紙「令和7年度財務監査所見」について留意されたい。

1. 財政運営について

- 財政は、公共財の整備や公共サービスの提供により住民福祉の向上を図る役割を有していることから、町の振興発展の根幹ともいえる。町の財政は、高い健全性を維持しているが脆弱であり、また弾力に欠けている。

今後、有史始まって以来の事業規模となる義務教育学校(あさひ未来学園)の建設をはじめ、コテージ整備、りんご温泉改修など大規模事業がひしめき財政需要が増大することから、より慎重な財政運営が求められる。

- 中長期的な地方財政計画が示されない中で町独自での財政計画の提示は困難な作業ではあるが、持続的な財政運営にとっては必要不可欠である。

町では実施計画をもとに中期財政計画を作成しているが、運用に当たっての課題も大きい。資材費の高騰や労賃の引き上げにより事業費が増高し、予定事業の実施先送りを余儀なくされていることや、その他政策経費も圧縮されている。

- 町民に痛みや地域振興に支障を生じる恐れがあることから、財政計画をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事務事業について検証し、メリハリのある運営を期待する。

また、自主財源に乏しい本町にとり、財源確保に向けた取り組みが重要である。国や県の動向を注視するとともに、地方の立場から積極的に政策提言していくことが重要である。

2. 事務執行について

(1) 次期総合発展計画について

- 町は着実な発展を図るため、第6次朝日町総合発展計画の着実な推進に懸命の取り組みを行ってきた。しかしながら内外の社会経済情勢の大きな変化に加え、少子化とともに若者流出による人口減少に歯止めがかからず、旧来からの課題に加えて新たな課題が出現してきている。
- 6次計画の計画期間は2027年度(令和9年度)が終期であり、その意味においても、次期計画にとり令和8年度は非常に大切で貴重な1年である。

令和8年度実施計画策定基本方針の基本的な考え方において、令和8年度は6次計画の実現と7次計画の策定に向けてとの位置付けのもと、人口減少・少子高齢化社会への対応、義務教育学校創設に合わせた事業の見直し、変革、GX、DXの推進を掲げている。

しかしながら各分野における重点テーマにおいては、基本的な考え方を踏まえた具体的な論点が不十分である。

- 総合交通体系や集落のあり方など、問題意識をもって取り組み始めている課題も見られるが、この度の財務監査に見る限りでは各課とも論点（課題）整理がなされていない状況であった。また、次期計画の策定に向けた段取りも検討されていない状況であり、このことが令和8年度予算編成方針に明記されなかった一因ではないかと思料される。
- 次期計画の策定に向け、腰を据えて調査研究出来るのは実質令和8年度の1年間であることを肝に銘じ、義務教育学校の創設を契機とした新たな町の姿について検討するとともに、各課題について早急に論点整理し、仮設についての調査研究の加速化を期待したい。

（2）契約事務について

- 契約は行政の枢要な事務である。重大な瑕疵は見られなかっただし、また、軽微なミスの頻度も低下傾向にあるなど改善してきている。しかし、依然として支払い遅延や随意契約理由の適用条文の誤り等が見られた（別途通知「令和7年度財務監査書類審査留意事項」）。財務規則等法令遵守の徹底に向け、効果的な研修や審査のあり方について検討されたい。
- 契約事務については、入札にも見られるように多くの利害関係者が関わることもあり、適正な事務執行はもとより、第三者への説明責任を果たせるよう、より透明性の高い事務執行が求められる。
- 契約変更が随所に見られる。いずれも約款に規定する「予期することができない特別な状態が生じた場合」に適合する案件ではある。変更理由については、不適切との疑惑を抱かねないためにも、結果のみならず変更に至る顛末について整理しておくことが望ましい。
- 町の競争入札においては、指名競争入札が太宗を占めている。指名業者の選定に当たっては、選定事務取扱に基づき、概ね適正に執行されている。一部公共事業において、該当格付け業者以外での指名業者による入札が執行されている案件が見られた。真にやむを得ない緊急避難的措置であるとはいえ好ましいものではない。指名業者選定審査会の議事録等に審査過程を記録するなど、誤解を招かない措置を講じられたい。
また、格付け等入札の条件に適合する業者から規定数への絞り込みに係る客観的なルールについても検討されたい。
- 義務教育学校基本設計・実施設計において、公募型プロポーザル方式が採用された。町としては初めての試みであることから、検証し、基本的なルールとして纏め、職員の共有財産とされたい。
- 公共事業は地域経済に多大な影響を及ぼしており、計画的な発注が期待される。早期発注による地域経済への波及効果の早期発現が基本である。加えて積雪地といった地域的特性や、地元企業の受注能力を踏まえた発注時期の調整に意を用いられたい。

（3）指定管理者制度について

- 指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより住民サービスの質の向上図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成する有効な手段として、町では9施設において導入している。

施設の効率的、効果的な管理運営を図るために、施設の活用状況と管理運営の検証を行い、見直しに取り組むことが重要である。

検証の結果、設置目的の達成が不十分な施設や民間ノウハウの活用不十分な施設においては、管理業務委託や施設貸与など、他制度への変更も含め検討されたい。

また、K施設については、維持管理経費の負担区分において、全額町の負担とする経費を指定管理料として積算する方式や、指定管理料の精算行為などは効率的な管理運営とはいえない。課題を整理し、是正措置について検討されたい。

（4）土地利用について

- 集落人口や農業担い手の減少、高齢化等により、耕作放棄地の拡大はもとより集落の維持そのものが困難となってきている。農業農村は町の財産であり、健全な形で未来に引き継いでいかなければならない。
- 目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画が策定されたことは、懸案となっている農業振興地域整備計画の見直しを視野に入れた実質的な計画といえる。

それだけに、中山間地域等直接支払交付金制度、多面的機能支払交付金制度との有機的結合を図りながらフォローアップ作業を実施し、さらなる実効性の確保に期待したい。

- 棚田や樹園地は町の象徴であり、農地の確保は単に農業生産力の維持向上という産業面からだけではなく、町の姿を映し出す土地利用全体として捉えることが重要である。加えて、これらの農業資源が醸し出す優れた景観は地域の文化そのものであることから、町の文化財としての保存や活用など新しい視点に立った検討を期待したい。

また、近年野生動物による被害が社会問題化してきている。緩衝地帯としての整備など、人間との共生といった観点からの土地利用についての調査研究も大切である。